

# 大阪地方最低賃金審議会

## 第312回総会

### 議事録

平成27年度

# 大阪地方最低賃金審議会総会

## 第312回本審議会議事録

### 1 日 時

平成27年7月9日（木）午前10時55分～同11時30分

### 2 場 所

大阪合同庁舎第4号館 2階 第2共用会議室

### 3 出席者

（公益代表委員）

高瀬委員、長尾委員、富田委員、服部委員、深井委員

（労働者代表委員）

井尻委員、太田委員、上山委員、櫛田委員、楠本委員、中井（寛）委員

（使用者代表委員）

中井（正）委員、中野委員、西田委員、吉田委員

（事務局）

中沖局長、高井労働基準部長、谷本賃金課長、古田主任賃金指導官、船間賃金指導官、  
星島賃金指導官、那須専門監督官、飯田最低賃金第1係長、福谷賃金主任

### 4 審議事項

（1）本年度の審議の進め方について

（2）大阪府最低賃金の改正決定について（諮問）

（3）特定（産業別）最低賃金の改正決定等について（諮問）

（4）その他

(開会10時55分)

## 古田主任

それでは、定刻より少し早い時間でございますが、皆さんおそろいでございますので、ただいまより大阪地方最低賃金審議会第312回総会を始めさせていただきます。

まず、傍聴人の皆様をお願い申し上げます。既にお渡ししております傍聴に関する「遵守事項」に従っていただきますようによりしくお願いいたします。

なお、当審議会の開催に当たりまして、本日は、公益を代表する委員の水島委員、使用者を代表する委員の近藤委員、古谷委員がご欠席でございますが、最低賃金審議会令第5条第2項の規定に基づく定足数を満たしており、審議会が有効に成立していることにつきましてご報告を申し上げます。

それでは、審議に移らせていただきます。

会長、議事進行をよろしくお願いいたします。

## 富田会長

おはようございます。本日もよろしくお願いいたします。

それでは、早速、議事に入りたいと思います。

議事(1)の本年度の審議の進め方についてです。

6月16日に運営小委員会を開催し、本年度の審議の進め方について検討を行いました。その結果を事務局から説明をお願いいたします。

## 谷本課長

それでは、運営小委員会の審議結果についてご説明いたします。

先月16日に開催されました運営小委員会で、今年度の審議の進め方について確認されました重立った事項、5点についてご説明いたします。

まず、第1点でございます。特定最低賃金に関する諮問、これは審議会の効率的な運営に関すること、効率化に関することでございます。

昨年度まで、特定最低賃金につきましては、審議会総会におきまして改正決定の必要性の有無について諮問をし、改正の必要性ありの答申をいただきますと、再度、次の総会におきまして、金額、改正決定の諮問をし、審議していただく、こういった2段階の手続をとっておりましたが、本年度から、改正決定の必要性の有無と、改正の必要性ありとなった場合の金額の改正決定をあわせて諮問することといたしました。このことで、改正の必要性ありとなった場合には、再度、総会において金額審議のための改正決定の諮問をする必要がなくなったということで、より効率的な審議運営を図ることができるということとなりました。

それから、2点目でございます。特定最低賃金の改正の必要性審議のグループ分けでございます。お手元の資料の9ページ、資料4-2、こちらには審議日程が入っておりますが、特定最低賃金の審議の進め方に関することです。

昨年度の状況を踏まえまして、本年度も、改正の必要性審議を、従来の特別小委員会で行う業種、それと専門部会で行う業種に分けて行うこととなりました。これは、昨年度から改正後の地域別最賃を下回る可能性の高い特定最賃の業種が出てきたことによるものです。

最低賃金法第16条では、「特定最賃は地域別最賃を上回るものでなければならない」と規定され

ていることから、特定最賃の改正の必要性は、改正後の地域別最賃を上回る金額改正ができるか否かを視野に入れてご審議いただく必要が出てまいります。従来のように、地域別最賃の目安が示される前に特別小委員会のみで必要性審議を行うことが困難となってきたことから、地域別最賃を下回る可能性の高い業種につきましては、業界の専門委員が入っております専門部会でご審議いただくこととなったものであります。

次に、第3点目です。特定最低賃金の目標、発効日ごとのグループ分けについてです。お手元の1ページ、資料1をごらんください。

従来から特定最低賃金の審議に関する申し合わせ事項として取り決めがあります。改正決定の申し出のありました特定最低賃金7業種を、目標発効日を10月31日とするAグループと、11月30日とするBグループに分けて専門部会の審議日程を組んでおります。

本年度におきましては、この10月31日のAグループを、塗料、鉄鋼、機械の3業種、Bグループ、11月30日発効、これを電機、非鉄、自動車小売、自動車・同附属の4業種とする申し合わせがなされております。

それから、4点目でございます。資料3ページの資料2をごらんください。了解事項という資料でございます。

先ほどご説明いたしました審議運営の効率化や進め方の取り決めるに当たって、専門部会における了解事項を見直し、修正いたしました。主な修正事項といたしましては、3点でございます。

まず、第1点ですが、「審議結果の審議会への報告」という項目を新たに立てました。修正前の「専門部会の議決において全会一致が得られない場合は、本審議会に諮り議決する」、この文言を「全会一致であるか否かにかかわらず、全て審議会に報告する」という内容に修正しております。

それとあわせて、「審議の基本方針」という項目を新たに立てました。これによって、「改定最低賃金額の早期発効に努めるとともに、従来の経緯を尊重しつつ円滑な調査審議を行う」という事項を設けております。

それから、もう1点です。特定最賃専門部会に関することですが、この中に「特定最低賃金専門部会の任務」という項目を新たに立てました。これによって、「特定最低賃金の決定または改正決定の調査審議のほか、必要に応じてこれらの必要性の有無について調査審議を行う」という事項を設けました。これは、先ほどご説明しました昨年度来、改正後の地域別最賃を下回る可能性の高い特定最賃の業種の必要性の有無を専門部会で審議することになったことによるものです。

最後、5点目ですが、関係労使からの意見聴取についてでございます。

関係労使からの意見聴取につきましては、本年度も実施いたします。労働者側3名、使用者側2名を予定しているということでございます。

運営小委員会からの報告は以上でございます。

## 富田会長

はい、ありがとうございました。

ただいま事務局から、運営小委員会の審議結果について5点にまとめて説明がありました。何かご質問、ご意見はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

( な し )

## 富田会長

それでは、ただいま説明のありました運営小委員会での審議結果のとおり、本年度の審議を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

次に、議事（２）大阪府最低賃金の改正決定諮問については、入ります。  
事務局から説明をお願いいたします。

## 谷本課長

それでは、大阪府最低賃金の諮問理由につきましてご説明いたします。

平成２７年度の大阪府最低賃金の改正決定に係る諮問に際しまして、本日、諮問に至る経緯について、その概略をご説明いたします。

昨年度は、貴審議会に大阪府最低賃金の改正決定の諮問を行わせていただいたところ、中央最低賃金審議会から提示のありました目安を参考に、大阪の地域経済情勢、雇用情勢等々を勘案しつつ、最低賃金法第９条に基づき調査審議された結果、１９円の引き上げが適当であるとのことご答申をいただき、大阪府最低賃金は時間額８３８円となったところでございます。

本年度におきましては、先月３０日に閣議決定されました「日本再興戦略（改訂）２０１５」及び「経済財政運営と改革の基本方針２０１５」に明記されました政府方針でもあります、「経済の好循環の拡大進化を目的として最低賃金引き上げに努めるものとする」といった内容に最大限配慮することを基本といたしまして、現下の大阪府におきましては、緩やかな景気回復基調にあるとする地域経済情勢に加え、今春は昨年度同時期を上回る賃上げ率と賃金妥結額のほか、高水準が続く有効求人倍率及び新規求人倍率等々といった雇用情勢を踏まえ、今年度も大阪府最低賃金の改正について調査審議していただくことが適正であるとの結論に至りまして、今般、諮問することとしたものでございます。

それでは、ただいまから大阪府最低賃金の改正決定の諮問を行うことといたします。  
会長、局長、中央のほうへお願いいたします。

(局長から諮問文を会長に手交する。)

(事務局は、諮問文(写)を各委員に配付する。)

## 船岡指導官

皆様、写しはお手元に届きましたでしょうか。

それでは、諮問文を読み上げさせていただきます。

大労発基０７０９第１号

平成２７年７月９日

大阪地方最低賃金審議会 会長 富田安信殿

大阪労働局長 中沖 剛

大阪府最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和３４年法律第１３７号）第１２条の規定に基づき、大阪府最低賃金（昭和５６年

大阪労働基準局最低賃金公示第1号)の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。  
以上でございます。

## 富田会長

ありがとうございました。  
ただいま局長から諮問を受けました。  
今後の手続について、事務局から説明をお願いいたします。

## 古田主任

それでは説明いたします。  
ただいま局長から諮問申し上げましたので、本日付で地域別最低賃金専門部会委員の任命のための推薦を求める公示、関係労使の意見聴取の公示をいたします。  
専門部会委員の任命のための推薦を求める公示の締め切り日は7月17日金曜日とさせていただき、関係労使の意見聴取の公示の締め切り日は7月24日金曜日とさせていただきますので、よろしくお願いたします。  
その後、委員の任命の手続を経まして専門部会を開催し、審議していただくこととなります。  
以上でございます。

## 富田会長

ありがとうございました。  
ただいまの諮問及び事務局からの説明に関しまして、ご意見、ご質問はございませんか。  
よろしいでしょうか。

( な し )

## 富田会長

それでは、次の議事(3)特定(産業別)最低賃金の改正決定等についてに入ります。  
事務局から説明をお願いいたします。

## 谷本課長

では、お手元の資料5ページ、資料3をごらんください。  
平成27年度特定(産業別)最低賃金の改正決定に係る申出状況というものでございます。  
大阪府内で適用されております現在の7件の特定最低賃金全てについて改正が行われるよう、関係労働組合から申出があり、申出要件を満たしているものとして6月29日付で受理しております。  
したがって、地域別最賃に引き続きまして、特定最低賃金の改正に係る改正決定の必要性の有無と、改正決定の必要性ありとの結論に達した業種の金額改定決定について、あわせて諮問することといたしております。  
それでは、会長、局長、中央のほうへお願いいたします。

(局長から諮問文を会長に手交する。)

(事務局は、諮問文(写)を各委員に配付する。)

## 舟谷間指導官

それでは、諮問文を読み上げさせていただきます。

大労発基0709第2号

平成27年7月9日

大阪地方最低賃金審議会 会長 富田安信殿

大阪労働局長 中沖 剛

最低賃金の改正決定等について(諮問)

最低賃金法(昭和34年法律第137号)第15条第1項の規定に基づき、下記の最低賃金の改正決定に関する申出があったので、法第21条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。また、貴会における審議の結果、下記の最低賃金のうち、改正決定することを必要と認めるとの結論に達した最低賃金の改正決定について、法第15条第2項の規定に基づき、併せて貴会の調査審議をお願いする。

記

大阪府塗料製造業最低賃金

大阪府鉄鋼業最低賃金

大阪府はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、暖房・調理等装置、配管工事用附属品、金属線製品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金

大阪府自動車・同附属品製造業最低賃金

大阪府電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

大阪府非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業最低賃金

大阪府自動車小売業最低賃金

以上でございます。

## 富田会長

ありがとうございました。

ただいま大阪府塗料製造業外6件の産業別最低賃金の改正決定の必要性の有無と、必要性ありとの結論に達した業種の最低賃金の改正決定について、局長から諮問がなされました。

なお、本件の審議の進め方に関しましては、特別小委員会において審議していただくことになっております。

本日、本総会前に第1回特別小委員会が開催され、審議していただいております。

委員長から説明をお願いいたします。

## 服部特別小委員長

それでは、本日の小委員会における審議の結果を報告させていただきます。

本日、本総会前に開催されました第1回特別小委員会にて確認されました本年度の審議の進め方の主な点についてご説明いたします。

まず、特定産業別最低賃金の改正決定については、現行の7業種全てについて申出がありました。この全7業種の改正の必要性の有無についての審議ですが、塗料、鉄鋼、機械、自動車・同附属の4業種は特別小委員会で審議し、電機、非鉄、自動車小売の3業種は関係労使委員の入った必要性の有無を審議する専門部会で審議するという結論に至りました。

次回、7月22日開催予定の第2回特別小委員会では、塗料、鉄鋼、機械、自動車・同附属の4業種について改正決定の必要性の有無を審議し、結審しますと、7月30日開催予定の第3回総会で報告させていただく予定です。

以上です。

## 富田会長

ありがとうございました。

特別小委員会委員長から報告していただきましたが、ご質問、ご意見はございませんか。よろしいでしょうか。

( な し )

## 富田会長

では、特定産業別最低賃金の専門部会の今後の手続について、事務局から説明をお願いいたします。

## 古田主任

それでは、先ほどの第1回特別小委員会の報告で、電機、非鉄、自動車小売の3業種につきましては、関係労使委員の入りました専門部会で改正の必要性を審議していただくこととなり、局長から諮問申し上げましたので、本日付で専門部会委員任命のための推薦を求める公示をいたします。

推薦公示の締切りは7月17日金曜日とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

その後、委員任命の手続を経まして、専門部会を開催し、審議していただくこととなります。専門部会の開催は8月上旬の地域別最低賃金答申後となる見込みでございます。

以上でございます。

## 富田会長

ありがとうございました。

次に、議事(4)のその他に入ります。

まず、本年度の審議日程です。9ページ、資料4-2をごらんください。

第1回運営小委員会での検討結果を踏まえ、日程調整し、開催日を設定させていただいたものです。ただ、中央最低賃金審議会の目安審議の状況により日程を変更する場合もございます。基本的には、この審議日程で進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

( 異 議 な し )

## 富田会長



ありがとうございます。

本年度は、この日程で審議を進めてまいりたいと思います。

なお、日程変更が生じた場合には事務局から連絡いたしますので、調整をよろしくお願いいたします。

次に、関係労働者及び使用者からの意見聴取についてです。

先ほどご承認いただきました運営小委員会の審議結果にもありましたように、本年度は、関係労働者からの意見聴取が3名、使用者側からの意見聴取が2名として実施することになっております。

労働者側は井尻委員、使用者側は中井（正）委員に調整をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

そのほかに、事務局からありますでしょうか。

## 古田主任

それでは、1つ、資料の訂正がございます。

資料3でございます。平成27年度特定（産業別）最低賃金の改正決定に係る申出状況、この表の下から3つ目でございます。「申出者」のところ、電機連合大阪地方協議会、議長の名前が山崎弦一さんになっておりますけれども、山本一志さんでございます。訂正をさせていただきます。

それから、各団体からの最低賃金改正等に係る要請につきまして、ご説明させていただきます。

労働団体からの最低賃金に係る要請等につきまして、前回、第311回の総会以降、提出のあったものにつきまして、資料7に写しをお付けしておりますので、ご報告させていただきます。

本年6月30日付けで日本労働組合総連合会大阪府連合会から大阪地方最低賃金審議会会長宛てに大阪府最低賃金の大幅な引き上げに向けた要請があったものでございます。

その内容としまして、大阪府最低賃金は、雇用戦略対話の合意事項に基づき、セーフティーネットとして実効性の高い水準と公正な労働基準の確立に向け、早急に「連合大阪リビングウェイジ990円（時間額）以上」に引き上げること。

2つ目が、最低賃金の引き上げに当たっては、特に中小企業の生産性向上に向けて総合的な支援施策の拡充を図ること、さらに、企業間における公正な取引が確保される諸施策の実効性を高めること。

3つ目としまして、新たに設定される産業の特定最低賃金は、新設の申出要件を緩和し、当該産業の賃金の底上げを図り労働条件を向上させること。また、特定最低賃金の基幹的労働者は、地域別最低賃金に対して優位性を確保すること。

4つ目としまして、地域別最低賃金が特定最低賃金を上回るおそれのある産業については、改正の必要性審議を2014年から実施した当該産業労使が選出された専門部会方式で継続実施すること。

5つ目としまして、大阪地方最低賃金審議会において、意見書の提出者及び関係労働者・使用者、その他関係者の意見聴取の機会を確保すること。特に割合が増加している非正規労働者の生活実態および意見を尊重すること。

以上5点の要請があったものでございます。

## 富田会長

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。

( な し )

### 富田会長

それでは、今後の日程について事務局から説明をお願いいたします。

### 古田主任

それでは、今後の日程につきましてご説明いたします。

本年度の第3回総会、第313回になりますが、これを7月30日木曜日午前10時30分から開催予定をしております。

議事としましては、中央最低賃金審議会の目安の伝達、それから、特定最低賃金のうち、第2回の特別小委員会、7月22日の開催でございますが、ここで審議していただく4業種、塗料、鉄鋼、機械、自動車・同附属の改正の必要性についての答申、それから関係労使の意見陳述を予定しております。委員の皆様には、どうぞよろしくをお願いいたします。

以上でございます。

### 富田会長

ただいまの説明について、何かご質問はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

( な し )

### 富田会長

当面の審議予定は以上のとおりですので、委員の皆様にはよろしくをお願いいたします。

その他、何かございませんでしょうか。

( な し )

### 富田会長

労働者を代表する委員、特にございませんでしょうか。

( な し )

### 富田会長

使用者を代表する委員、特にございませんか。

( な し )

### 富田会長

公益を代表する委員の方、特にございませんか。

( な し )

### 富田会長

事務局のほうから何かありませんでしょうか。

### 船間指導官

本日、当日資料としてお配りしましたピンク色の冊子でございますが、これのご紹介をさせていただきたいと思えます。

2015年7月9日付で大阪労連政策運動局作成のものでございまして、2015年最低賃金生活体験の報告書としてまとめられたものでございます。

内容につきましては、各委員にご覧いただきたいと思えます。紹介だけにさせていただきます。よろしく願いいたします。

### 富田会長

ありがとうございました。

ほかにごありませんでしょうか。

( な し )

### 富田会長

ないようでしたら、これをもって閉会といたします。

なお、本日の会議の議事録への署名につきましては、私のほか、労働者を代表する委員は井尻委員に、使用者を代表する委員は中井（正）委員にお願いしたいと思えますので、よろしく願いいたします。

それでは、本日はこれで閉会といたします。どうもありがとうございました。

(閉会11時30分)